

ろうが、地域社会活動プログラムを経済機会局に残すためには、局自体の大幅改革が必要である。考えられる一つの方法は、局を保健・教育・福祉省か住宅および都市開発省のいずれかのもとにおくことであろう」と語った。

議会消息筋によれば、Nixon 大統領は、人種的緊張増大を導くかもしれない局自体の大幅改革をさせて、ゆっくりと防貧プログラムを改革していくだろうとの見方が強いといふ。選挙戦中「連邦主義の再編成」を唱えてきたNixon は、防貧プログラムにおける連邦一州の分担金制度は失敗だったとみており、貧困者への過大な約束をしそぎたプログラムに対しても適正な批判を加えるだろうことが期待されている。そして防貧プログラムを改革し、かれの「ブラック・キャピタリズム」構想を発展させるために、最近議会でとりあげられた共和党の提案で、地域社会開発社会および地域社会開発銀行をスラムに設置しようとする「地域社会自決法 Community Self-Determination Act」や、貧困者に職業訓練を提供する雇主に、税額控除 (tax credit) の恩典を

与える「人材投資法 Human Investment Act」等に、十分考慮を払うものと思われる。

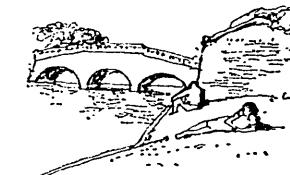
2月に入って Nixon 政府は、防貧プログラム改革について真剣な検討を開始した。いずれにせよその改革は、貧困層や黒人層の動

搖を招かない線で推進されることが肝要であろう。

(*The New York Times* — weekly, Feb. 16, 1969 and *Congressional Quarterly Weekly Report*, Dec 20, 1968)

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

社会保障白書 所得比例による社会保障プラン



久しく待たれていた、いわゆる「社会保障白書」—国民退職年金および社会保険：所得比例による社会保障の提案，National Superannuation and Social Insurance : Proposals for Earnings-related Social Security. が1月28日に公表された。

予期されたように、白書は、第2次大戦後に制定された固定額年金制度と1961年に導入された累進的補足年金 graduated Pension 制

度を漸次廃止することを提案している。その代案として、給付および拠出とともに勤労所得にそのままリレートさせ、給付額は全国平均賃金に相当する勤労所得をもつ男子が退職する場合にはその半額を保障するようデザインされている。給付額はインフレに対応することになる。

政府としては、本プランの生みの親であるクロスマン社会保障大臣 Mr. Crossman, Sec-

retary of State for Social Services が今秋の次期国会までに本プランを法案化するよう意図している。新制度にもとづく新レートによる拠出開始は所要のコンピューター設備が完成予定の1972年4月からと見込まれているが、給付については20カ年間にわたって漸次調整されることになる。

白書は、序文において、現行制度は明らかに不十分であるとのべ、第1章「改革の必要性」において全年金受給者の約30%が何らかの程度において補助年金に依存している事実をあげて多くの年金受給者の生活困窮状態について論及している。ベバリッヂの原則にもとづく現行の固定額制度は、累進的拠出および年金の要素を導入することによって赤字財政にテコ入れせんとした1961年の努力にもかかわらず、失敗に終ったとのべている。その基本的理由は拠出と給付の固定額方式に基づくものだとするのがほとんど一致して容認されるところである。しかし、その他の要因として、老齢人口割合の増大一年金コストの増大、生活水準の上昇に応じた年金の実質価値の改善がなされない、インフレに対応でき

ず、経済成長に調節されないなどが論ぜられている。

政府は、年金を全面的に税収で賄うことは良策でないと考える。「国民は年金および給付を与えられた権利とすることを欲しない。国民は拠出によって年金給付を取得することを欲している」と白書はのべ、「全面的に税で賄われる年金水準は低額とならざるを得ないのは確かである」とする。また、基本的に固定額を維持すれば、退職者は二つの国民——すぐれた企業退職年金をもつ者とミーンズ・テストにもとづく補助給付 supplementary benefit によって公的年金を補足する以外に収入源をもたない者——に分離されるであろうとのべる。

白書のうちの1章では、現行国民保険の拡充に対するいくつかの代案の可能性について検討されている。たとえば、「選別性」原則の強化と企業年金制度への傾斜を強めることの可否である。しかし、政府の見解は社会保障の基本はミーンズ・テストによるよりも拠出制に基づく給付によること、企業年金の拡充には固有の限界があるとしてしりぞけられ

た。また、「負の所得税」案については、運営が困難であり企業制度や貯蓄の伸びに望ましくない効果をもつものとしてしりぞけている。

基本的 8 原則

本制度の基本原則として次のような8原則が示されている。

1. 受給権は拠出することによって取得されねばならない。国民は、年金および給付に対する権利を与えられるものであることを望まず、自からの拠出によって取得することを望んでいる。もし年金の全額を税収によって賄われることとすれば、年金水準の低下はまぬがれない。

2. 給付および拠出は拠出者の勤労所得に比例されねばならない。大部分の国民は退職後における生活水準の低下にそなえてある程度の準備を覚悟しているが、とりわけ低賃金所得者にとって生活水準切下げには我慢しうる限度がある。しかし、所得比例による公的制度を全国民に拡大適用せんとするものではなく、使用者年金制度その他、老後にそなえ

る方法の残される余地はある。

3. 納付は、通常、特別に高率な拠出を納めなくとも生活しうるにたるものでなければならぬ。これは、本制度の適用をうける勤労所得の3分の1の拠出に大きなウェイトを与えている年金計算方式によって達成される。

4. 納付は価格水準と一般生活水準の変動とともに考慮にいれねばならない。

5. 女子は男子と同一基準で拠出し同一納付をうける。

6. 本制度は賦課方式 Pay-as-you-go で運営される。国民退職年金基金 National Superannuation Fund (年金、寡婦給付および死亡一時金をカバーする) と社会保険基金 Social Insurance Fund (残りの諸給付をカバーする) の二つの別箇の基金が設置される。

7. 公的年金制度は使用者年金諸制度 employess Pension schemes と提携 Partnership することになる。これら使用者制度はいまなお重要な役割を果たしているので、新プランはその長期的発展を助けるよう設計されている。だが、これら使用者制度は、当然、国家

プランとして提案されている大改革により若干の再調整が必至であろう。

8. 職業を移動する人は自己の加入する使用者制度に基づくその年金権を保持する法的資格をもつことになる。現在、労働者が職業を移動する場合、使用者制度において取得した年金権に対して普遍的もしくは包括的な保護措置が講ぜられていない。

新プランの概要

本プランの要旨は以下のとおりである。

拠出 拠出率は被用者男女とも勤労所得の4分の27%で、そのうち2%は社会保険、産業傷害および国民保健、残りが年金に充当される。

新制度による拠出は、毎年の全勤労所得に直接拠出率がかけられることとなるが、全国平均賃金（現在水準で週約33ポンド）の約1.5倍の限度額が設けられる。使用者は支払賃金総額の4分の27%を拠出し限度額はない。被用者の場合と同じく、このうち2%を社会保険、産業傷害および国民保健、4%を国民退職年金にあてるが、4分の1%は余剰労働者

離職者基金 Redundancy Fund に充当される。国庫拠出はおおむね現在と同率とされるが、勤労所得の上昇に伴なって自動的に増えることとなる。

給付 納付は最終的には単身男女の勤労所得の60%，全国平均賃金（現在水準で1週約11ポンド）の半額を保証し、残額（限度額まで）の25%とからなる。本制度が成熟するまでの20ヵ年間は、現行固定額にもとづいて拠出者が取得する権利と新制度にもとづいて取得する権利を結合することによって個別制度ごとに数珠つなぎ方式によって計算される。すなわち、制度発足第1年後に年金年齢に達する者は現行レートの20分の19と新レートの20分の1とからなるわけである。

新制度にいう社会保険給付には、最高6ヵ月間まで支給される所得比例の短期疾病給付および失業給付が含まれるが、短期疾病給付の期限が切れてから支給される所得比例による長期疾病給付、重症障害者に対する附添手当が新設される。

白書は自営者に対する所得比例拠出は実際的でないとし、新制度でも固定額拠出によら

ざるを得ないとしている。強制的拠出は、全国平均勤労所得の半ば以上の所得のある自営者にしか適用しないことになろう。

また、PAYE制度の適用をうけないような少額所得の被用者や無所得者は拠出を免除されるが、現行制度による基準年金をうけられる。

政治的見地からみて最も重要な改革は、レートが二つの方法においてインフレから守られるという点であろう。拠出者の毎年の勤労所得は全国平均勤労所得を考慮して自動的に再計算されること、また、政府は法律によって2年ごとに拠出および給付全体の検討を義務づけられる点である。

給付と拠出における男女平等 白書の「女子に対するニュー・ディル」は、配偶者のいる女子および寡婦についても男子とまったく同率の所得比例による拠出を義務づけていることである。この拠出により、男子が納めると同率の拠出による同水準の自己の年金をうけることができる。現行制度によれば、配偶者のいる女子は固定額による国民保険拠出を納付するかしないかは本人に選択権が与えら

れている。また、年金は夫の拠出にもとづき、妻の拠出で受給資格のある給付は疾病給付と失業給付のみで、しかも減額給付であるが、新制度では同一勤労所得をもつ単身男女と同額の給付額となる。

適用除外 「進むべき基本路線は明確といえるが、公的制度の適用除外については多くの重要課題が未解決のまま残されている」と、白書は述べている。白書は、「その大部分が積立てられる貯蓄原則にたつ」強味をもつ企業年金制度との提携を求めていた。すなわち、企業年金制度に加入している被用者は新プランの一部の適用除外を認められることになる。この適用除外部分がどれだけになるかは、今後6ヵ月間における企業年金基金、生命保険会社などとの交渉事項となる予定である。だが、もしこの交渉がうまくいかなければ大規模な貯蓄傾向の減少を伴なって私的制度が破壊するか公的制度の大規模な適用除外になるかの二つの思ひからざる結果をもたらす可能性のあることは明らかであるとされる。

その反響 以上の諸改革の効果の総決算

は、1968年レベルでの試算では、1週17ポンドまでの男子勤労所得者の負担は少くなり、17ポンドをこえる勤労所得者の負担は多くなるとみられている。

本プランに対する一般国民の反響は、これらの拠出が主として老後にそなえる一種の貯蓄または別箇の納税形式とみられるか否かにかかっていることは明らかである。突然このような負担増を強いられる若い世代の態度はごく控え目にいっても予測し得ない。これまで固定額制度の適用除外をうけていた大多数の「配偶者のいる女子」が急に従来よりも1週1ポンドも余計に負担を強いられることになるとその反響はさらに楽観できることになる。また、実務的な見方からすれば、本制度の成否は企業年金制度の適用除外に対する民間会社の反応にかかっているとみられている。

政党の政治的意味からの本制度に対する主たる攻撃は労働党左派からなされることが考えられる。攻撃の矢面は3点に集中するとみられる。第1に、本プランがたいした所得再分配にならないとする点。第2に、私的制度

と公的制度との共存（そして、公的制度の適用除外をうけられるかどうかの決定が使用者と団体にあり、個々の拠出者にはない）が認められる点。第3に、本制度が退職時の賃金の半額を保障するという1957年における労働党の公約を履行していないという点である。

(The Times, The Financial Times)

（田 中 寿 国立国会図書館）

社会保障こぼれ話

ベルギーの社会保障改正

ベルギーでは、1967年と1968年の両年に、相次いで社会保障制度が改正された。改正は各制度の統一による簡素化、財源調達の改善、管理・運営の合理化などを主要な柱としている。

すなわち、民間部門における賃金労働者と俸給取得者に対して、従来、4つの年金保険制度が設けられていたが、1967年10月24日の条令により、これらの制度は単一の制度に統合された。

具体的には、筋肉労働者、鉱山労働者、および海員の制度を統合して、各基金を1本にまとめた。これは頭脳労働者、筋肉労働者、鉱山労働者、および海員の拠出均衡を図り、また、拠出と給付に対する所得最高額を統一した。さらに、従来の管理機関を廃止して、年金制度の管理・運営を担当する新しい管理組織を創設した。なお、頭脳労働者の私的保険で、各人に老

齢保障を行なわせた特殊な特別勘定は、廃止されることになった。

この改正は、従来の年金制度が、4部門の被用者にそれぞれの管理や財源調達の機構をもっていたが、管理・運営と財政に無駄と不均衡があり、現在の経済的・社会的諸条件に、合致しなくなつたことによるものであった。たとえば、従来の制度では、それぞれの制度の間で、拠出と給付に対する所得の最高額が異なり、拠出率も違っていたので、拠出負担額や給付額が違い、社会的な公平と公正を欠いていた。具体的な例では、所定の所得水準以下で拠出する頭脳労働者の拠出率は低いのに、海員は所得の最高を定められているにもかかわらず、拠出率が前者より高く、また、鉱山労働者と筋肉労働者は、総収入を対象として拠出と給付が算出され、拠出率は低かった。なお、頭脳労働者は、他のグループと違って、私保険によって各人の老齢保障を獲得するために、4.25%の拠出のうち、3.0%を特殊な基金に支払っていた。

（38ページへつづく）